平成２９年（フ）第３２３号
新潟市中央区汐見台２番地22　汐見台住宅４号433、申立時の住所新潟市中央区鳥屋野２丁目11番45号　レオパレスエトワールⅡ203号
債務者　熊木　勝利
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２４号
新潟市西区坂井東３丁目21番６号　宝蔵館伍
債務者　澤田たけみ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３３号
新潟市中央区湊町通２ノ町2645番地２　湊町ハイツ207号
債務者　早坂　友里
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
富山県氷見市泉1020番地３
債務者　上野　清志
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３５号
石川県羽咋市千里浜町タ１番地８
債務者　長岡　秀明
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第６１号
長野県上田市生田2790番地
債務者　内堀　美絵
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第６９号
長野県佐久市臼田64番地３
債務者　岩下美江子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第５５号
長野県下伊那郡松川町元大島5552番地
債務者　川合ゆきは（旧姓秋廣）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１４４号
静岡県富士宮市小泉1662番地の２
債務者　大野　房子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７２号
静岡県富士市依田橋769番地の５　コーポ吉田203号
債務者　秋山　美佳（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３６７号
名古屋市港区中之島通３丁目12番地の１　中之島ハイツ307号
債務者　森下　敏隆
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５３号
名古屋市港区港栄２丁目３番９号　ジュエルズコートⅡ　403号
債務者　曽我部正和
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８９号
三重県津市栗真町屋町950番地　フォルトゥナＮ107、前住所三重県津市修成町14番８号
債務者　森嶌　美季（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５７号
三重県名張市つつじが丘北９番町86番地
債務者　田中　　貢
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３４３号
兵庫県神崎郡市川町保喜75番地の１、従前の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄760番地50
債務者　ＭＫオートこと　松原　和彦
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８３号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番６－210号
債務者　春川　仁司
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９８号
兵庫県加古川市野口町北野498番地の３ヴィレッジカリアＶ－103号
債務者　登喜　道男
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部